

総 税 都 第 4 号
平成22年1月26日

各道府県税務主管部長
東京都主税局長 殿

総務省自治税務局長

「自動車税の納税証明書等の取扱いについて」の一部改正について

自動車税の納税確認に係る制度改正については、平成22年1月26日付け総税都第3号「「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」の一部改正について」（総務事務次官通知）で通知したところですが、これに伴い、標記通知の一部を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

別添「自動車税の納税証明書等の取扱いについての一部改正新旧対照表」の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおりとする。

本通知による改正後の規定は、平成22年4月1日から施行する。

自動車税の納税証明書等の取扱いについての一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>一 自動車税の滞納者については、<u>継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際その返付を受けられないこと</u>となるので、この旨を充分周知徹底させるよう努めること。</p> <p>二 自動車の<u>継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付</u>を受けるに際し、納税義務者から自動車税の納税証明書の交付の申し出を受けた場合においては、当該自動車について自動車税の滞納額がない限り、都道府県知事は別紙様式による自動車税納税証明書を自動車登録番号ごとに交付するものとする。</p> <p>三及び四 略</p> <p>五 <u>継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする場合</u>においては、原則として自動車税納税証明書の<u>提示</u>がなければ<u>自動車検査証の返付を受けられないこと</u>となるのであるが、納税証明書を<u>提示</u>しないことについてやむを得ない事由があると認められる者にあつては、当該税納付の領収書の<u>提示</u>があつた場合においても<u>自動車検査証の返付</u>が行われるものであること。この場合には別添の運輸省通達に示しているように領収書によつて<u>自動車検査証の返付</u>を受けた者について、地方運輸局長が必要と認めたとき、地方運輸局長から関係都道府県知事にその旨連絡をすることとなつていたので、このことを関係機関に周知徹底の上、徴収の確保を図ることとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、<u>提示</u>する領収書は法文の趣旨からも、前の検査時から当該検査時に至るまでの当該自動車に係るすべての徴収金についての自動車税領収書であること。</p> <p>六 各地区ごとに区分して行なわれる出張検査については、あらかじめ、各地区ごとの自動車税納税義務者について、滞納の有無を明らかにするとともに、<u>自動車検査証の</u></p>	<p>一 自動車税の滞納者については、<u>継続検査</u> <u>申請の際その検査が拒否される</u> こととなるので、この旨を充分周知徹底させるよう努めること。</p> <p>二 自動車の<u>継続検査</u>を受けるに際し、納税義務者から自動車税の納税証明書の交付の申し出を受けた場合においては、当該自動車について自動車税の滞納額がない限り、都道府県知事は別紙様式による自動車税納税証明書を自動車登録番号ごとに交付するものとする。</p> <p>三及び四 略</p> <p>五 <u>継続検査を申請する</u> 場合においては、原則として自動車税納税証明書の<u>呈示</u>がなければ<u>検査は拒否される</u> こととなるのであるが、納税証明書を<u>呈示</u>しないことについてやむを得ない事由があると認められる者にあつては、当該税納付の領収書の<u>呈示</u>があつた場合においても<u>検査</u>が行われるものであること。この場合には別添の運輸省通達に示しているように領収書によつて<u>検査</u>を受けた者について、地方運輸局長が必要と認めたとき、地方運輸局長から関係都道府県知事にその旨連絡をすることとなつていたので、このことを関係機関に周知徹底の上、徴収の確保を図ることとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、<u>呈示</u>する領収書は法文の趣旨からも、前の検査時から当該検査時に至るまでの当該自動車に係るすべての徴収金についての自動車税領収書であること。</p> <p>六 各地区ごとに区分して行なわれる出張検査については、あらかじめ、各地区ごとの自動車税納税義務者について、滞納の有無を明らかにするとともに、<u>検査を拒否すべ</u></p>

返付を受けられない滞納者を関係機関に連絡して、遺憾のないようにすること。

(別紙様式)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
証明書番号	第 号
* 自動車の所有者の住所及び氏名又は名称	
* 自動車登録番号	
納税済年月日	
本証明書の有効期限	
備考	
以上を証明する。 平成 年 月 日 <div style="text-align: right;">都道府県知事氏名 ㊟</div>	
注 (1) 継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。 (2) *印欄は所有者において記入して下さい。 (3) この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後最初に到来する納期限の前日が記載されます。 (4) 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。	

き _____ 滞納者を関係機関に連絡して、遺憾のないようにすること。

(別紙様式)

自動車税納税証明書 (継続検査 _____ 用)	
証明書番号	第 号
* 自動車の所有者の住所及び氏名又は名称	
* 自動車登録番号	
納税済年月日	
本証明書の有効期限	
備考	
以上を証明する。 昭和 年 月 日 <div style="text-align: right;">都道府県知事氏名 ㊟</div>	
注 (1) 継続検査を申請 _____ する際に、この証明書を呈示して下さい。 (2) *印欄は所有者において記入して下さい。 (3) この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後最初に到来する納期限の前日が記載されます。 (4) 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。	